

島根地方最低賃金審議会
島根県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会
第2回会議 議事録

- 1 日 時 令和7年9月25日（木）午前10時25分～午前11時55分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出 席 者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席2名 定数3名
使用者代表委員 出席2名 定数3名
- 4 主要議題 ○最低賃金基礎調査結果について
○設定様式について
○金額審議

【部会長】 ただいまから、令和7年度島根県自動車新車小売業最低賃金専門部会第2回会議を開会します。

部会長となりました松本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【係 長】 本日、各委員の皆様にお配りしております資料につきまして、ご確認をお願いします。

本日は、会議次第が1枚、会議資料として赤いインデックスナンバー1からナンバー3を綴じたものをお配りしていますので、ご確認をお願いします。
資料ナンバー1が1枚もので、設定様式、資料ナンバー2が1枚もので、
令和6年度特定最低賃金改定状況（自動車小売）、資料ナンバー3が2枚もので、
島根県最低賃金及び島根県の特定最低賃金の年次別推移です。

その他参考資料として「賃金未満率・影響率に係るサンプル数・復元後労働者数（新車）」の1円刻みの表をお配りしています。

また、1枚もので9月22日の合同会議でお配りした資料その1青色インデックスナンバー1、青色インデックスナンバー2の差し替えを置いております。

(資料確認)

【部会長】 事務局から委員の出席状況と公開状況について、報告してください。

【係 長】 報告します。本日は、労働者側米原委員、使用者側井野委員から欠席の連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに掲示いたしましたが、傍聴の申込みがありませんでしたので、併せてご報告します。

【部会長】 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開としております。

9月22日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

【部会長】 それでは、議事次第に入ります。

事務局は、会議次第2の最低賃金に関する基礎調査結果について、前回の合同会議では共通部分の説明でしたので、各論部分を説明してください。

【指導官】 私から、今年度行いました、島根県自動車（新車）小売業、以下、新車と言いますが、新車に係る基礎調査結果の主な点について、ご説明いたします。

調査結果の詳細につきましては、9月22日に開催しました部会別資料をご覧ください。この中の青のインデックスNo.2の「令和7年最低賃金に関する

る基礎調査結果報告書」によりご説明いたします。

最初に資料の3ページ第2表をご覧ください。まず、設定しております「新車」の適用業種につきまして、事業所数及び労働者数を見てみると、第2表の下の（参考）として記載しておりますとおり「250事業所で2,109人」となっております。

このうち、今回調査を行った事業場数及び労働者数は、資料同じく3ページの下部分の第3表のとおり、事業所規模が29人以下のところで、166事業所に調査票を発送し、105事業所から回答がありました。このうち、労働者がいない等調査対象外を除いた103事業所において集計を行い、その調査結果を取りまとめております。

次に、賃金の分布をみていきたいと思います。

まず資料の11ページをご覧ください。

11ページをご覧いただきますと図2として「新車」の賃金分布をグラフにしたものがございます。横向きの棒グラフとなっておりますが、時間額1,100円以上の割合は、87.7%で、1,100円未満は12.3%となっております。

参考までに、少し戻りますが、資料7ページをご覧いただきますと、こちらは調査対象の全産業についての賃金分布となっております。

全産業におきましては、時間換算1,100円以上の割合は、62.5%となっており、つまり、1,100円未満は、37.5%で、全産業と比べて、「新車」につきましては、高い賃金分布となっています。

なお、資料12ページの特性値の表の中位数のところを見ていただくと、調査産業計（上の表）では、1,203円に対して、新車（下の表）では、1,517円となっており、この中位数を見ても新車の賃金分布は高くなっています。

続きまして、13ページをご覧いただきますと、こちらでは、第11表として「平均賃金額及び労働時間数」について、全体の調査産業計と「新車」の状況を表にしております。

中の数字を見てみると、月1人当たり労働時間数は、対前年比でプラス0.6パーセントとなっており、また時間当たり平均賃金額では、対前年比

プラス3.0パーセントという結果となっております。

このような状況、傾向が資料から把握されますが、そのほか、青いインデックスNo.3の終わりに、参考資料3として「賃金分布表及び最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」をつけていますが、この表の基となります実数値（サンプル数）につきましては、本日配付の資料の中に参考資料としてお配りしています。詳細につきましては、現在、新車の特定最低賃金額は1,000円ですが、今回の調査において、この特定最低賃金を下回る、未満者のサンプル件数としては、35人（事業場数は25件）となっています。内訳としては、男女別では24人が女性で、11人が男性となっています。また就業形態では、一般労働者が32人、パートが3人となっています。給与形態は、月給者が28人、時間給が7人となっています。月給者の方で未満者が多くなっていますが、この基礎調査は、6月分賃金の調査を行っていますので、6月は祝祭日もなく、ほかの月より所定労働日数が多いために、単純に6月分月給を時間換算した場合に最賃割れとなってしまった方がある程度おられるのではないかと思われます。未満者以外の月の労働時間が平均約165時間だったのに対し、未満者の月の労働時間数が平均約175時間と、未満者の方が約10時間長くなっていることも数値としては表れています。

また、時間給の未満者の方は、すべて島根県最賃（962円）以上ではありますので、特定最賃が適用になると思っておられない事業場も一部あるのではないかと考えられます。

基礎調査結果の説明については以上となります。

そのほか、本日の会議資料として赤のインデックスNo.2に令和6年度における全国の「新車」の改定状況資料を付けしておりますので、審議のご参考としていただければと思います。

以上で私からの説明を終わります。

【部会長】 前回の共通部分の説明も含めて、何か質問はありますか。

（なし）

【部会長】 それでは、事務局は会議次第3の設定様式について説明してください。

【室 長】 お配りしました資料ナンバー1をご覧ください。

設定様式は、最低賃金の適用範囲等を設定するものです。

昨年と同じ設定の様式をお示しいたしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

【部会長】 設定様式についてご意見をお願いします。

事務局から提出のあった設定様式で確認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

【部会長】 ありがとうございました。

それでは資料ナンバー1の設定様式のとおり確認いたします。

【部会長】 次に会議次第4の金額審議に入ります。申出されました労側委員から基本的な意見はいかがでしょうか。

(疎明資料配付)

【鳥目委員】 労側の代表の鳥目でございます。よろしくお願いします。

それでは金額審議に向けて要求の方をさせていただきます。

お手元に資料を配らせていただきました。読み上げますのでよろしくお願いします。

まずははじめに、これまでの経済状況ということで国民所得の水準が下方にシフトするというところで、格差の拡大、貧困層の増加が進んできました。名目GDPは600兆円を超ましたが、いまだ多くの働く人には生活向上の実感はありません。また、この間、輸入インフレによるしわ寄せは総じて生活者と中小企業などに多くの影響を及ぼしています。財務省邦人企画統計によると、日本全体の経常利益の6割を資本金10億円以上の大企業が占め、

売上高、経常利益率も堅調に伸び続けており、自社の労働者のみならず取引先や地域社会などを含めた幅広いステークホルダーと共に存共栄できる関係づくりも期待されています。企業から労働者への分配、企業間取引における付加価値の分配とともに見直しが必要であり、格差是正と分配構造の転換をセットで進めていく必要があります。今年度の島根県最低賃金は、過去最高の63円の引上げ目安を受け、労使の徹底議論の末、公益委員の調整によって71円の引上げが決定しました。審議の結果を受け、全国で最低賃金は1,000円を超えるました。政府は2020年代に全国加重平均1,500円という目標を表明していますが、島根県の最低賃金を見ればまだ未定数であり、課題は多いものを感じています。県内における人手不足、超少子高齢化、若年層を含む人材の県外流出を正面から受け止め、対応していくとともに、持続可能で強固な島根県経済を構築していくかなければなりません。連合島根の25春闘では、昨年に引き続き過去最高の賃上げを実現したものの、賃金の伸び悩みが足元の物価上昇に追いつくことができず、可処分所得が伸びませんでした。今後、島根県内における経済の好循環と消費マインドを継続的に引き上げなければなりません。島根県の個別産業間の公正な競争によって本日まで進化を遂げてきた基幹産業である自動車（新車）小売業の今後益々の活性化が、島根県経済をけん引していくことで、島根県のさらなる展望を図っていかなければならぬと考えます。労働者の代表として、自動車（新車）小売業の最低賃金審議に臨むにあたり、当該労使のイニシアティブをしっかりと發揮し、産業が抱える課題や将来性についても議論を深め、認識の共有化を図る絶好の機会と捉えています。労働者の代表としての主張を開ける中で、真摯な議論をしてまいりたいと考えております。公益側の先生のお導きのもと、全会一致で円満に結審できるよう努力してまいりたいと存じます。今年2025年8月累計自動車新車登録数において、1月から8月累計では約186万台で、昨年対比マイナス10.6減となっております。一方、今年4月29日に中国財務局松江財務事務所が公表した7月の島根県経済情勢には、結論として、県内経済は一部に弱さがみられるものの緩やかに持ち直していると総括判断を示しています。判断の要件として、個人消費については持ち直しているとしており、中でも乗用車販売、新車登録台数、

届出台数は認証不正問題の影響が一巡したことなどから、前年を上回っているとしています。とりわけ島根県は自家用乗用車に世帯当たり普及台数が1.4台、一家に一台は当たり前の状況です。島根県で生きていくためには、自家用車はなくてはなりません。日常生活、通学、通勤等はもちろん、健康で文化的な最低限度の生活の維持にも自動車は不可欠です。自動車（新車）小売業における人材の確保は、極めて重要であると認識しています。この産業を支える労働者・人材は、市場ニーズをとらえ、対応スキルや経験値の積み上げが求められます。そして、顧客を取り巻く自動車ライフ全般における安心の担保と利便性、そして自動車ライフの豊かささえも市場へ伝達しなければなりません。そのためには人と人、人材と市場顧客というところで信頼をつなぎ、築き上げることが求められています。また、自動車小売業の安定経営には、新車販売はもちろん、整備事業、部品販売事業に係るサービス全般が大きな役割を果たすことも重要なことと考えます。今後、県内の自動車小売りを営む企業は、より個人の能力、スキルが生かせる職場、働きの価値を正当に評価してもらえる職場、やりがいを感じられる職場への醸成や改正も図り続け、魅力の発信を行っていかなければなりません。

続きまして、具体的な要求についてとなります。

労働条件は本来、労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものですが、日本は8割以上の労働者が自らの労働条件の決定に関与できないことから、特定産業別最低賃金は、企業における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補充・代替しなければなりません。とりわけ自動車販売業は、島根県において、県民の安心、安定した生活を確保する上で非常に重要な産業です。産業の発展の基盤を築き上げる役割を果たす上においても、労使のイニシアティブにより地域の公正競争が確保できる水準に向けた議論を展開したいと考えます。

島根県の経済の好循環を目指すうえで、最低賃金の引上げは必要不可欠です。労働者としての誇りと働くモチベーションの向上がおのずとして生産性が高まり、産業、企業の発展につながります。

この産業における人材、そして担い手確保のために、そこで働く労働者の生活水準向上を通した魅力づくりのためにも、特定最賃の優位性の確保は重

要です。優位性の確保、産業企業の持続可能な安定経営、人材確保の観点から優位性108%で115円の引上げを要求したいところですが、自動車（新車）小売業は、労働協約ケースとして申し出ている最低賃金であることから、労使の協定の下限値である時間給1,069円に配意した議論を展開すべきと考えます。よって、今年度の引き上げ要求額は、69円といたします。

なお、最低賃金に関する基礎調査報告書によると、時間当たり平均賃金額は1,600円となっており、支払い能力については十分担保されており、実態水準に近づける努力を労使で共有していくことが必要ではないかと考える次第であります。

地方最賃と同様、基幹産業として現下の状況を労使で乗り越え、労使のイニシアティブによる生産性向上と魅力向上を目指していくことのこの審議に、労働者委員として真摯に望むことをお誓い申し上げ、労働者側の主張といたします。よろしくお願ひいたします。

【部会長】 ありがとうございました。

労側から、そのほか意見はございますでしょうか。

(なし)

【部会長】 では、使用者側委員から基本的な意見はどうでしょうか。

【狩野委員】 使用者側の狩野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

鳥目委員、疎明資料のご説明、ありがとうございました。

疎明資料に関しては、私たちもほぼ同意するところであります。労使協力して魅力ある自動車小売産業、それから力強い島根県経済が築いていければと思っております。

引上げの案としてですが、我々使側としては中央の6%を基準に60円の引上げ、時間額1,060円が妥当ではないかという、事前の協議で臨んでおりますが、今ご説明いただいた疎明資料を基に真摯な議論をしていきたい

と思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【部会長】 ほかに使側の方からありますでしょうか。

(なし)

【部会長】 具体的な金額提示もありましたが、それぞれのご意見を聞かれて何かご意見ありますでしょうか。

(なし)

【部会長】 それでは、金額提示されましたので、この後は労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただくことにしたいと思います。

したがいまして、当部会はいったん休会とします。

(休会)

(再開)

【部会長】 会議を再開します。

それでは専門部会としての結論を出したいと思います。

69円引上げということで、労側、使側ともご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

【部会長】 公益の委員の皆様もよろしいでしょうか。

(異議なし)

【部会長】 発効日については、法定どおりということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【部会長】 それでは、合意に達しましたので、本専門部会として、全会一致で 69 円引き上げという結論で決議されました。

結審しましたので、その結果を本審議会に報告するために、専門部会報告書を作成します。

また、第 444 回本審議会において、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用することが議決されていますので、「専門部会の決議をもって本審議会の決議とする」ことになります。

よって、結審した内容で答申しますので、併せて、答申文を作成します。

事務局で専門部会報告書（案）及び答申文（案）を作成してください。

その間、しばらく休憩とします。

(専門部会報告書（案）及び答申文（案）作成)

【部会長】 それでは、事務局から専門部会報告書（案）及び答申文（案）が配付されましたので、それぞれの案についてご確認いただき、ご質問等ございますでしょうか。

(なし)

【部会長】 それでは最初に専門部会報告書（案）について決議します。

専門部会報告書（案）にご異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

【部会長】 ご異議がないようですので、専門部会報告書については、案のとおり全会一致で決議されました。

それでは、専門部会報告書の「案」の文字を消してください。

続いて答申文（案）について決議します。

答申文（案）に、ご異議はありませんでしょうか。

（ 異議なし ）

【部会長】 ご異議がないようですので、答申文については、案のとおり全会一致で決議されました。

答申文の「案」の文字を消してください。

それでは答申いたします。

（部会長から基準部長に答申文を手交）

【基準部長】 労働基準部長の河野でございます。局長の岩見に代わりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいま松本部会長から、専門部会で慎重に金額審議を重ねた結果、全会一致での結論に達し、プラス69円の改定との答申を賜りました。

今年度も物価や原材料費の高騰等取り巻く情勢は厳しく、難しい審議であったかと思いますが、労働者側代表委員並びに使用者側代表委員の皆様方がそれぞれの立場に立ちまして、労使協調して島根県の将来を考え、この島根県にふさわしい特定最低賃金となるようお互い歩み寄りを見せていただきました。そのご努力に深く感謝申し上げます。

また、労使の間に入り、公労、公使協議を重ねて、この着地点に粘り強く導いてくださいました公益委員の皆様方にも、そのご尽力に対しまして深く感謝の気持ちを表する次第でございます。

本日は全会一致でのご答申をいただき、誠にありがとうございました。

【部会長】 それでは、会議次第5、その他ですが、委員の皆様、何かございますか。

（ なし ）

【部会長】 事務局から何かありますか。

【室 長】 ただ今、答申をいただきましたので、今後の事務手続きについて説明させていただきます。

先ほど、答申をいただきました島根地方最低賃金審議会の意見を、本日公示します。

審議会の意見について、関係労使からの異議の申出を、文書で10月10日金曜日までに提出していただくよう求ることいたします。

異議の申出がありましたら、本審を開催して、ご審議していただく手続きをとります。

また、異議の申出がない場合は、官報公示等発効手続きを事務局において行って、先ほど法定どおりということでございましたので、最短で令和7年11月26日水曜日に効力発生予定となりますのでよろしくお願ひします。以上です。

【部会長】 本専門部会の任務は終了しました。9月5日開催の第444回本審において決定していますとおり、審議会令第6条第7項により、当専門部会は廃止いたします。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして閉会します。お疲れさまでした。